令和８年度第２回習志野市障がい者地域共生協議会　会議録

１．開催日時　令和８年１０月２１日（水）午後１時３０分～午後３時５分

２．開催場所　サンロード６階　大会議室

３．出席者

【会長】

特定非営利活動法人１ｔｏ1　理事長　武井　剛

【職務代理者】

社会福祉法人習愛会あきつ園　支援課長　浅川　時嗣

【委員】

ひまわり発達相談センター　ケースワーカー　浅倉　真紀子

習志野市民生委員児童委員協議会　主任児童委員部会長　朝日　美晴

千葉県立八千代特別支援学校　教諭　阿利　泰子

特定非営利活動法人　じょいんと　事務局長　五十嵐　淳史

習志野障がい者ネットワーク（NPO 法人習志野市手をつなぐ育成会　理事長）岩根　信也

中核地域生活支援センター　まるっと　所長　菊地　謙

習志野障がい者ネットワーク（習志野八千代心の健康を守る会　副会長）喜田　敬子

障害者就業・生活支援センターあかね園　就業支援ワーカー　近藤　行介

ならしの地域福祉事業所　ぬくもり　サービス提供責任者　塩川　和子

あじさい療育支援センター　相談支援専門員　清水　郁乃

津田沼中央総合病院　医療ソーシャルワーカー　滝沢　朋苗

習志野市　健康福祉部　健康支援課　主査補　田中　すみれ

ぽんぽこりん、にじの里　管理者　津金　幸太

千葉県済生会習志野病院　社会福祉士　長塚　直美

社会福祉法人社会福祉協議会　主事　西尾　脩志

習志野障がい者ネットワーク（習志野市聴覚障害者協会　会長）林﨑　直樹

習志野市　健康福祉部　高齢者支援課　副主査　張替　優子

千葉県立船橋夏見特別支援学校　教諭　樋口　祐己

習志野市視覚障害者福祉協会　丸茂　孝美

NPO 法人希望の虹　障害者グループホーム等支援ワーカー　森井　真理

かりん　管理者・サービス提供責任者　森上　敦子
株式会社ミナアス　代表取締役　山本　健二
旅人の木　相談支援専門員　吉岡　陽子
習志野市　協働経済部　産業振興課　副主査　吉野　恵祐
幼児教室ぷりずむ　代表　渡辺　麻子
【事務局】
習志野市基幹相談支援センター　りん　管理者　酒井　久美子
健康福祉部　障がい福祉課　課長　平岡　真由美
健康福祉部　障がい福祉課　企画係長　福本　勇真
健康福祉部　障がい福祉課　主査　市角　絵里
健康福祉部　障がい福祉課　副主査　伊藤　恵理
健康福祉部　障がい福祉課　主任主事　清川　直哉
健康福祉部　障がい福祉課　主事　戸辺　涼太
健康福祉部　障がい福祉課　主事　木村　修太
【傍聴者】
５人

【第１部　習志野市障がい者地域共生協議会】
第１　会議の公開
第２　会議録の作成
第３　会議録署名委員の氏名
第４　委員の変更
第５　審議
第６　協議
第７　報告
第８　その他

【第２部　習志野市差別解消支援地域協議会】
第１　報告
（１）差別解消法に関する取り組みについて
（２）啓発のチラシについて

５．会議資料

資料１　次期障がい福祉計画・障がい児福祉計画（案）

資料２　答申書（案）

資料３　広報紙ならとも vol.38

資料４－１　第２号様式　シート様式（報告）

資料４－２　第５号様式　市町村協議会等による評価結果報告シート（報告用）

資料５　ならとも拠点システム（習志野市地域生活支援拠点等）事前登録申込書

資料６　差別に関する相談窓口（チラシ）

６．議事内容

【武井会長】

ただいまから、令和８年度第２回習志野市障がい者地域共生協議会を開催する。本会議は規定により、委員の過半数の出席が成立要件となっているが、ただいまの出席委員は２７名である。よって、本会議は成立した。

会議次第１．会議の公開

【武井会長】

本日の会議は、習志野市審議会等の設置及び運営等に関する指針により、原則公開となっている。ただし、内容により、公開・非公開の判断が必要となった際は、その都度お諮りすることとするが、それでよいか。

～異議なし～

【武井会長】

それでは、そのようにさせていただく。なお、本日の内容に非公開事項になると思われる案件はない。また、傍聴者については、５名の定員に達した。入口で配付した注意事項を守るようお願いする。非公開となった場合は、指示に従っていただく。

会議次第２．会議録の作成等

【武井会長】

次に、 会議次第２会議録の作成等についてお諮りする。

会議録については、要点筆記とし、会議名、開催日時、開催場所、出席者氏名、審議事項、会議内容、発言委員名及び所管課名を記載した上で、市ホームページ及び市役所グラウンドフロアの情報公開コーナーにおいて、公開したいと考えるが、これに御異議あるか。

～異議なし～

【武井会長】
異議がないので、そのように取り扱うことに決定する。

会議次第３．会議録署名委員の指名
【武井会長】
次に、会議次第３会議録署名委員の指名についてお諮りする。会議録の作成に当たり、正確性、公正を期すため、会議録署名委員を私から指名させていただきたいと思うが、御異議あるか。

～異議なし～

【武井会長】
異議なしと認める。それでは、会長及び職務代理者を除き、塩川委員と津金委員を指名させていただく。

会議次第４．委員の変更
【武井会長】
次に会議次第４委員の変更について報告する。令和８年７月１日付けの人事異動に伴い、習志野市協働経済部産業振興課の近藤孝洋委員が解嘱となり、新たに同課の吉野恵祐委員に変更となった。

会議次第５．審議
【武井会長】
次に会議次第５審議に移らせていただく。審議（１）次期障がい福祉計画・障がい児福祉計画の策定について、事務局から説明をお願いする。

【事務局】

令和８年５月１５日に開催した令和８年度第１回習志野市障がい者地域共生協議会において、諮問事項のひとつである「（２）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第８８条の９の規定による、次期障がい福祉計画・障がい児福祉計画の策定について」である。

資料１の案について、本協議会としての意見等をまとめつつ、答申するための審議をしていただきたい。

事前に資料を送付しているが、今回配付している資料は、５４ページ以降の第４章活動指標の実績と見込みについて、新たに量の見込みの算出方法を記載している。

本協議会では、要点のみを説明させていただく。はじめに「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」について、５ページを御覧いただきたい。

「障害福祉計画」は障害者総合支援法、「障害児福祉計画」は児童福祉法において、策定が義務付けられている。この２つの計画は、国が示す「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に即して策定するものとなっており、障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業、障害児通所支援、障害児入所支援及び障害児相談支援等を提供するための体制の確保が総合的かつ計画的に図られるようにすることを目的とするものである。

次に６ページを御覧いただきたい。本計画の位置付けとして、令和６年度から令和１１年度までの６年間を計画期間とする「第５期習志野市障がい者基本計画」の策定している。この基本計画は、障害者基本法に基づくものであり、本市の障がいのある人のための施策に関する基本的な計画で、目指すべき将来像として、「誰もが互いに人格と個性を尊重し、地域で自分らしく暮らすことができるみんなのまち習志野」を掲げている。「第８期習志野市障がい福祉計画・第４期習志野市障がい児福祉計画」は、「第５期習志野市障がい者基本計画」を具体化する下位計画として位置付けている。この計画の期間は、令和９年度から令和１１年度までの３年間としている。

次に７ページを御覧ただきたい。計画の基本方針等は、国の指針に示される通り、記載の①から⑥までの基本的理念を掲げている。

次に９ページを御覧いただきたい。こちらも国の指針で示されている５項目の基本的考え方を記載したものである。

次に１２ページを御覧いただきたい。計画の構成として、国の示す基本的理念

から基本的考え方を基に、国が示す課題に対応するため、必要な障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る成果目標を設定している。また、この成果目標を達成するために必要なサービスごとの見込量や活動指標を設定している。

次に１３ページから障がいのある人の現状等を記載している。まずは、本市の障害者手帳所持者数等を記載し、１４ページからは、本計画の策定に当たって、実施したアンケート調査の実施概要と結果の要点を記載している。アンケートの調査先は、相談事業を実施しているものとして、指定特定相談支援事業所等に対し、現状の障害福祉サービスの充足度合いを伺っている。特徴として、大部分の障害福祉サービスについて、「不足していると思う」という意見が多い一方で、「就労系」のサービスや「児童の通所系」のサービスについては「十分だと思う」という意見が多くなっている。また、その他にもアンケート調査を実施しており、強度行動障がいや高次脳機能障がいのある人の受け入れ状況等を生活介護事業所等に伺う他、難病患者等の現状と今後の方策等について難病相談支援センター等にアンケート調査を実施している。さらに、障がい者団体等にも利用したい福祉サービスのアンケート調査を実施している。

「成果目標」や「活動指標」については、国の示す算出方法を基に数値を示していくこととなるため、こちらのアンケート調査の結果については、現状把握と、今後の施策の参考とする意味合いが強いことを理解いただきたい。

次に、４２ページから４６ページには、現行の計画の成果目標に対する達成状況を記載しており、４７ページからは、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標、つまり成果目標について、現行の計画の実績と本市の実情を踏まえ、７つの成果目標を記載している。この章の中には、国の示す目標値と目標達成に向けた取り組みを記載している。

３－１福祉施設の入所者の地域生活への移行、３－２精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築、３－３福祉施設から一般就労への移行、３－４障害のある子への支援の提供体制の整備等、３－５地域生活支援の充実、３－６相談支援体制の充実・強化等、３－７障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る構築となっている。それぞれ国の示す目標と本市の考える目標達成に向けた取り組み、または、成果目標の達成に向けた活動指標の項目を記載している。５７ページからは、７つの成果目標を達成するために必要なサービスごとの見込量など活動指標について、県が算定した基盤整備量と現行の計画の実績、

本市の実情を踏まえ記載している。４－１訪問系サービス、４－２日中活動系サービス、４－３居住系サービス、４－４相談支援、４－５障害児通所支援、障害児相談支援等、４－６発達障害のある人等への支援、４－７精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築、４－８相談支援体制の充実・強化のための取り組み、４－９障害福祉サービス等の質を広報させるための取り組みといった項目に分かれている。４－１訪問系サービスから４－５障害児通所支援、障害児相談支援等までは令和６年度、令和７年度の実績と令和８年度の見込み、令和９年度から令和１１年度までの見込みを記載している。この見込みについては、国の示す算出方法で、平均値の算出方法である幾何平均という方法で、過去３年間の実績を基に、見込み量を算出している。しかしながら、年度間で上下の乖離や値の上昇が大きくなったり、異常値になる場合、明らかな見込みすぎになることがあるため、その場合は、普段のケースワーク等の様子や、今回のアンケート結果等で得た意見をもとに、調整を加えた状態で算出している。さらに、見込み量の後の部分には、本市の考える見込み量確保のための方策を記載している。

次に７９ページを御覧いただきたい。障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業について、市町村に実施が義務付けられている「必須事業」と、地域の実情に応じて実施する「任意事業」それぞれの実績と見込量を記載している。各項目に分かれており、障害福祉サービス等と同様に、令和６年度と令和７年度の実績を記載し、令和８年度の見込みを記載している。そして、令和９年度から令和１１年度の見込み量を記載している。この見込み量は障害福祉サービスと同様に、過去３ヶ年の幾何平均を用いて算出している。さらに、見込み量の後の部分には、本市の考える見込み量確保のための方策を記載している。

今後のスケジュールについては、この場で審議を行い、１０月２７日に本協議会としての答申をいただき、１１月４日に福祉問題審議会に報告する。その後、１１月５日の庁内会議を経て、１１月１６日、１７日では、習志野市議会で重要事項として説明を行い、１１月２０日から１２月１９日の期間でパブリックコメントを行う予定である。パブリックコメント終了後、１月中に県に最終確認をし、回答次第となるが、県からの回答を受領し、早ければ２月の庁内会議をもって最終審議を行う。３月上旬には策定という流れになる。策定後、３月１６日の本協議会で策定の報告をする予定である。

【武井会長】
　ただいまの説明について、質疑や御意見を伺う。

～質疑・意見なし～

【武井会長】
　質疑なしと認める。

【武井会長】
　次に資料２を御覧いただきたい。本審議に対する本協議会として、答申書の案を作成した。答申書の内容について、質疑や御意見を伺う。

～質疑・意見なし～

【武井会長】
　質疑なしと認める。この内容で後日提出することとする。

会議次第６．協議
【武井会長】
　次に会議次第６協議に移らせていただく。協議（１）広報紙ならとも Vol.３８について、事務局から説明をお願いする。

【事務局】
　資料３を御覧いただきたい。広報紙ならとも Vol.３８を１１月に発行する。表面に障害福祉サービス「就労選択支援」の記事を掲載し、裏面には、ならとも拠点システムの緊急時の備えとして事前登録の記事を掲載している。
　事前登録については、後ほど報告をさせていただく。

【武井会長】
　ただいまの説明について、質疑や御意見を伺う。

～質疑・意見なし～

【武井会長】
　質疑なしと認める。

会議次第７．報告
【武井会長】
　次に、会議次第７報告に移らせていただく。報告（１）日中サービス支援型共同生活援助の評価について、日中サービス支援型共同生活援助評価部会部会長森井委員より説明をお願いする。

【森井委員】
　「障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」第２１３条の１０第６号の規定により、日中サービス支援型グループホームの運営に当たっては、地域に開かれたサービスにすることにより、当該サービスの質の確保を図る観点から、地方公共団体が設置する協議会等に対し、定期的に年１回以上、事業の実施状況等を報告し、協議会等から評価を受けるとともに、本協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならないとされている。これに基づき、本協議会の下部組織である日中サービス支援型共同生活援助評価部会で評価を実施したことから資料４－１のとおり報告する。
　運営評価を実施した事業所は、株式会社カイトが運営する「車椅子特化型障害者グループホームカイト実籾」である。評価については、事前に事業所から報告・評価シートと令和７年度の評価に対する対応のその後の進捗状況を提出いただき、それをもとに、７月２２日に事業所見学をするとともに、ヒアリングを実施した。その結果を踏まえ、８月１９日に部会を開催し、項目ごとに要望・助言・評価について協議をしている。
　その結果を報告・評価シートの２ページ以降の市町村協議会等記入欄に記載している。
　次に評価項目について、概要を説明する。項目３利用者の主な日中活動については、主にアンケート調査の実施や食事の提供内容や価格、満足度について、評価している。昨年度、要望として挙げていた利用者へのアンケートや特別食の積極的な取り入れについて、今年度、実施していただいていた。引き続き、食事の内容やアンケートについて要望するとともに、人員配置や任裕活動の充実についての要望を記載している。項目４利用者に対する地域生活の支援状況については、

主に利用者の外出や余暇活動の充実について評価している。引き続き、余暇活動の充実について要望するとともに、体験利用等の受け入れについての要望などを記載している。昨年度、要望として挙げていた余暇活動の充実については、希望性によるお花見の実施をしており、その他についても施設の飾りつけを利用者と共に実施しているなど、余暇活動の充実に向けて、変化が見受けられた。項目５支援体制の確保については、休日の職員の支援体制について、評価しており、主に外出や余暇活動の充実のため、人員確保について、要望を記載している。項目６地域に開かれた運営については、主に利用者の御家族や日中活動先、地域住民との交流について評価している。昨年度、要望として挙げていた児童の短期入所の受け入れと地域連携推進会議及び見学会の年間計画について、児童の短期入所は、職員の専門的知識の不足や居室が満床であることからすぐの検討は難しいとの回答をいただいており、地域連携推進会議及び見学会の年間計画については、年１回の会議と３カ月に１回の見学会の開催をしているとのことでした。項目７短期入所の併設については、短期入所の受け入れ体制、受け入れ実績について、評価している。保護者や関係機関との連携や地域連携推進会議の構成員（または推進委員）の検討、地域イベントへの参加について、要望を記載している。月に３～４名の受け入れ実績があり、今後も継続的な受け入れについて、要望をしている。項目８相談支援事業者や他のサービス事業所との連携状況については、主に連携の体制について記載している。昨年度、助言として挙げていた定期的な情報共有による、十分なアセスメントについては、定期的な情報共有を実施しているとのことであった。今後も現在の対応の継続を要望している。項目９その他については、主に避難訓練について評価している。昨年度、要望として挙げていた年２回以上の避難訓練の実施については、法定通りに実施されていたが、さらに詳細な訓練の実施を要望している。

　今後のスケジュールについては、この報告・評価シートを１２月末までに千葉県の協議会へ報告するとともに事業所に改善要望として送付し、改善・要望に対する回答をいただく予定である。

【武井会長】

　ただいまの説明について、質疑や御意見を伺う。

～質疑・意見なし～

【武井会長】

質疑なしと認める。次に浅川職務代理者より報告をお願いする。

【浅川職務代理者】

今年度、新規開設する生活介護事業所と隣接する敷地に来年度、日中サービス支援型共同生活援助事業所が新規開設する予定である。千葉県では、日中サービス支援型共同生活援助事業所と通所事業所を同一敷地内に設置しようとする場合、市町村協議会等から事前に評価を受けなければならないとされていることから、臨時で部会を開催し、評価を実施したことから資料４－２のとおり報告する。

評価を実施した法人は株式会社 TASUKI で、令和９年５月に東習志野に日中サービス支援型共同生活援助事業所を開設予定であり、その隣接する敷地に今年度、NPO 法人希望の虹が生活介護事業所を開設予定となっていることから、本部会で評価を実施した。評価にあたっては、事前に事業所から調書を提出いただき、それをもとに、８月３日にヒアリングを実施した。ヒアリングの結果を踏まえ、各部会委員の評価を取りまとめたものを市町村協議会等による評価結果報告シートの評価結果等の概要に記載している。

評価の概要について、まず評価できる点として、法人の代表の実務経験に基づく、支援体制の充実や地域生活拠点等の登録について記載している。

次に懸念点については、法人として日中サービス支援型共同生活援助の運営が初めてであることによる職員の採用状況や人員配置、利用者への安全面の配慮について記載している。また、入居する利用者が隣接する生活介護事業所ばかりに偏ることがないよう情報公開の公平性について記載している。

次に要望については、重度の知的障がい、強度行動障がいのある方が地域で安心した生活を送るために緊急時の受け入れ対応の検討や日中をグループホームで過ごす方の日中活動の充実、本協議会との連携体制の構築、地域との関係性の構築等について記載している。

最後に総評として、評価できる点、懸念点、要望をとりまとめた内容を記載している。

なお、部会委員の森井委員と津金委員は新規開設予定の生活介護事業所の法人に所属していることから、本評価はその２名を除き、実施している。

今後のスケジュールについては、市町村協議会等による評価結果報告シートを事業者に送付し、事業者が千葉県に指定申請の手続きをする。また、来年度から

運営評価の対象事業所として、部会で評価を実施する予定である。

【武井会長】
ただいまの説明について、質疑や御意見を伺う。

～質疑・意見なし～

【武井会長】
質疑なしと認める。

【武井会長】
次に、報告（２）ならとも拠点システムの事前登録について、事務局から説明をお願いする。

【事務局】
資料５を御覧いただきたい。ならとも拠点システムとは、「障がいのある人たちが「親なき後」も安心して暮らし続けられる地域づくりのため、関係機関と連携して居住支援のための機能を整備し、地域全体で支える体制」のことである。本市では令和５年４月に設置している。前回の協議会で令和７年度の事業の評価の報告を行った際、「事前把握した緊急時の支援が見込めない障がい者等の登録・名簿管理」という評価項目に代表される、対象者に関する「事前の情報共有」が拠点システムの運用に必要であると、様々な方から意見をいただいていることを共有させていただいた。そのため、習志野市地域生活支援拠点等登録事業所連絡会において、ご意見をいただきながら、資料５の「ならとも拠点システム（習志野市地域生活支援拠点等）事前登録申込書」を作成した。本日、この事前申込書を規定する要綱を改正したので、今後、習志野市地域生活支援拠点等登録事業所を始め、あらゆる関係機関に御協力をいただきながら、対象の方の事前登録を進めてまいりたい。そのための周知等も、今後進めていく予定である。本協議会の委員の皆様もこちらの事前登録の周知用のご協力をお願いする。

【武井会長】
ただいまの説明について、質疑や御意見を伺う。

～質疑・意見なし～

【武井会長】
　質疑なしと認める。

【武井会長】
　次に、報告（３）福祉ふれあいまつりについて、事務局から説明をお願いする。

【事務局】
　１０月２５日に開催される福祉ふれあいまつりに本協議会も出展し、モルックの体験会を実施する。参加者には本協議会の活動に関するチラシや後ほど説明させていただく障がいのある方の差別に関する相談窓口のチラシ等を配付するとともに、あかね園からご提供いただいた参加賞をお渡しする予定である。

【武井会長】
　ただいまの説明について、質疑や御意見を伺う。

～質疑・意見なし～

【武井会長】
　質疑なしと認める。

【武井会長】
　次に、報告（４）地域の実情に応じた体制の整備について、事務局から説明をお願いする。

【事務局（基幹相談支援センターりん）】
　第１回の本協議会後、諮問事項である地域の実情に応じた体制の整備に対する答申に向けて、課題ごとに協議を深めるため、有志による５つの検討チームを創設した。各検討チームの概要を説明する。
　１つ目、「児童支援検討チーム」では、きょうだい児、交通安全推進隊、ひまわ

り・学校等・事業所間の連携等について協議を行う。

２つ目、「重症心身障がい児者・医療的ケア児者等支援検討チーム」では、災害時支援、医療との連携、日中活動の場、医療的ケア児等コーディネーターの役割等について協議を行う。

３つ目、「就労支援検討チーム」では、一般就労、福祉的就労、障害者優先調達推進法の促進等について協議を行う。

４つ目、「相談支援検討チーム」では、重層的支援体制における相談体制の検討、居住支援協議会関連、生活困窮・無料低額宿泊所等について協議を行う。また、このチームの下部組織として、「困難事例ワーキンググループ」、「にも包括ワーキンググループ」を編成している。

５つ目、「地域生活支援検討チーム」では、グループホーム関連、地域生活支援事業、余暇活動、社会参加等について協議を行う。

また、各検討チームでリーダーを選出し、リーダー会議を開催することにより、情報共有を図っている。

それでは、各検討チームのリーダーより、これまでの活動報告をさせていただく。はじめに、児童支援検討チームより報告をお願いする。

【浅倉委員】

リーダーの小林委員が欠席のため、代わりに報告する。児童支援検討チームは６月１２日、８月２１日、１０月９日に開催した。

６月の検討チームでは、諮問事項の確認及び検討チームとしての検討事項の確認を行った。任期の３年間できょうだい児支援の取り組み、ライフサポートファイルの活用、市内公立の小中学校への障がいに対する理解啓発について、検討していくこととした。また、福祉ふれあいまつりの出展内容、交通安全推進隊として委員を登録することについて情報共有を行った。

８月は、リーダー会議の情報共有を行い、事務局より、交通安全推進隊への登録が完了した旨の報告と、名札等の配付が行われた。検討事項として、ライフサポートファイルの活用について意見を出し合い、学校や事業所等、各委員の所属先での活用状況等について情報共有を行った。

１０月の会議では、市内公立小中学校への障がいに対する理解啓発について、重点的に検討を行い、障がい福祉課においても毎年実施していることや、年齢の差もあることから、対象をどこにするのか、どのような取り組みであれば、学校

が取り入れやすいか等の意見交換を行った。また、習志野特別支援学校と袖ケ浦東小学校は同じ場所にあるため、両校の交流等についても、先生よりお話をいただき、情報共有を行った。その他にも、１１月に行われる障がい福祉課が主催する「放課後等デイサービスを知ろう会」、障がい福祉課とあじさい療育支援センター、ひまわり発達相談センターが共催で開催する。「児童発達支援事業所交流会」について開催日時や内容について、情報共有を行った。その他、きょうだい児支援に対する取り組みについては、情報収集を引き続き行っており、その情報収集したものを委員で共有を行った。

【事務局（基幹相談支援センターりん）】
　ただいまの説明について、質疑や御意見を伺う。

～質疑・意見なし～

【事務局（基幹相談支援センターりん）】
　ないようなら、次に重症心身障がい児者・医療的ケア児者等支援検討チームより説明をお願いする。

【浅川職務代理者】
　重症心身障がい児者・医療的ケア児者等支援検討チームからは４点報告する。
　１点目、ならとも避難プランについて、１１月２９日に避難訓練を実施する予定。対象は、奏の杜在住の医療的ケア児の１４歳の女子である。自宅から谷津のローズ館までの経路を確認したあと施設の職員と顔合わせをする予定である。
　２点目、医療的ケア児者のための関係機関の協議の場の開催である。昨年度は実施しなかったが今年度は２月の上旬に開催する予定。テーマ等はこれから検討をしていく。
　３点目、日中活動の場の確保である。重症心身障がい児者・医療的ケア児者の方が一番の困りごととして、市内に通える場所が少ない。現状、市内で通う事業所を見つけるのは難しいことと、事業所側としては、事業所を立ち上げたくても土地建設費の高騰、人材確保、送迎体制、対象の方が入院したときなど、入院時に報酬が得られないことによる経営的な影響など難しいという意見が出ている。
　市内には生活介護が不足しているが、市としてサポートについて意見が出てい

る。また、近隣の浦安市や八千代市、船橋市では、市が施設を整備して指定管理や委託により運営しているということである。

４点目、医療的ケア児・者等コーディネーターについて、現在基幹相談支援センターりんの市原氏がコーディネーターとして配置されている。今年度、市内事業者の方が研修を受ける予定で、来年度には配置できればという希望がある。２名配置することにより、市原氏が成人、今年受講される方が児童というような体制ができればよい。

【事務局（基幹相談支援センターりん）】

ただいまの説明について、質疑や御意見を伺う。

～質疑・意見なし～

【事務局（基幹相談支援センターりん）】

ないようなら、次に就労支援検討チームより報告をお願いする。

【近藤委員】

今年度はこれまでに検討チームを開催２回開催している。主に意見交換会の企画、事業者ハンドブックの作成の検討、在宅就労の状況把握などの話し合いを行っており、６点報告させていただく。

まず、意見交換会について、昨年度に引き続き、事業所間の横の繋がりを作ることや、日々の支援に生かせる情報交換の機会として今年度も開催する方向で検討を進めている。昨年度を開催した際に実施したアンケートから要望をいただいたので、現場で直接支援をする職員を対象として、事業所を見学した上で意見交換を行う形式を予定している。開催日は第１候補としては１２月１５日、第２候補は２月として日程調整をしている。事業所見学は株式会社ミナアスを予定している。意見交換では、各事業所の取り組みや支援の工夫について、話し合うことで、参加者がそれぞれの職場に持ち帰れるような会にしたいと考えている。

２点目、事業所ハンドブックについて、市内の就労系事業所の仕事の内容や、工賃、生産活動などが整理されたハンドブックを作成することにより、障がいのある方やその支援者が事業所を選ぶ際に活用できるものを目指している。事業所ごとの活動内容や特徴を比較したり、障がいのある方の希望に合った事業所を探

す際に、必要な情報をまとめて確認できる資料があるとよりよい選択に繋がるのではないかと考えている。現在、市から各事業所へ情報照会が行われており、今後集まった情報をもとに、段階的に検討を進めていく。

３点目、福祉ふれあいまつりについて、１０月２５日に開催される福祉ふれあいまつりで本協議会のブースを出展するにあたり、障がい福祉に関する情報発信、来場者に楽しみながら参加してもらえる企画について検討を行った。今年度はモルックの体験の他に本協議会の活動に関するチラシや障がいある方の差別に関する相談窓口のチラシ、障がいのある方がどのようなことに困っているのかを知っていただくパンフレットなどを配付することにより、障がいへの理解を深めるきっかけになればいいと考えている。

４点目、広報紙ならとも Vol.３８について、今年度は就労選択支援支援事業の制度が新たにできたというサービスを説明する内容はどうか検討をしている。

５点目、在宅就労の状況把握について、意見交換を行った。就労系サービスにおける在宅就労の実態が見えにくいという問題意識から、今年度状況の把握を中心に話し合いを進めている。特に第２回の検討チームで、市に提出されている報告書をもとに、５月から７月までの在宅就労の利用状況や、利用先の事業所について確認をしている。報告の中では市外の事業所を利用しているケースも確認されている。在宅で働けるということは、通所が難しい方にとって働く機会や事業所を選ぶ選択肢が広がるというメリットがある一方で、実際にどういう支援が行われているか、本当に本人の力を伸ばしたり、将来的な就労に繋がったりする支援になっているのかという点について、引き続き確認していく必要性があると考えている。

６点目、障害者優先調達推進法の方針ついて、これまでの年度の実績を確認し、年度によって発注件数や金額に変動があることに加え、発注先となる事業所がなかなか増えていないことも課題として挙がっている。今後、障害福祉サービス事業所への発注機会をどのように広げていけるかという点も考えていく必要があると話し合いをしている。

【事務局（基幹相談支援センターりん）】

ただいまの説明について、質疑や御意見を伺う。

～質疑・意見なし～

【事務局（基幹相談支援センターりん）】
ないようなら、次に相談支援検討チームより報告をお願いする。

【吉岡委員】
相談支援検討チームでは、６月から１０月までの間、毎月会議を開催しており、計５回の協議を行った。協議テーマは、１つ目に重層的支援体制における相談体制の検討、２つ目に居住支援協議会関連、３つ目に生活困窮無料低額宿泊所等、への対応である。活動の初期段階ではチームの副リーダーである菊地委員から、近隣他市の取り組み状況を含めた現状の情報共有を受け、その情報をもとに、チーム内で３つのテーマごとに整理を行った。まず、重層的支援体制における相談体制ついて、現状の相談体制は、障がい種別ごとに分かれており、縦割りの構造と主になっているが、この縦割りの構造では、制度のはざまに立たされる方が生じやすく、個別の機関だけでは対応しきれないケースがある。さらに支援者がシャドーワークに陥りやすいという課題が挙がった。そのため、習志野市でも横の繋がりによる相談体制の構築が不可欠であることを再確認した。
今後の取り組みとして、支援者向けアンケートの調査を実施する予定である。さらに相談支援検討チームの下部組織でもある精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムワーキンググループと困難事例ワーキンググループと情報共有しながら、課題の吸い上げと横の連携強化を進めていきたいと考えている。
２つ目のテーマである居住支援協議会関連について、近隣市では居住支援協議会がすでに設立されている例があることを確認しており、他市の情報も踏まえ習志野市の課題として、障がいのある方の住まいの選択肢が少ないこと、居住支援の横の連携が不足しているという点がより明確になった。現在、他市の取り組みも参考にしながら、習志野市で居住をテーマにした横の繋がりをどう構築できるかを今後も検討をしていきたいと考えている。
３つ目の生活困窮、無料低額宿泊所等への対応について、無料低額宿泊所は、住まいを失った方の選択肢として挙がることについて、習志野市でも障がいのある方がこの無料低額宿泊所に入所している実態がある。一時的であっても入所が必要と思われるケースの実情がある中で、入所後に、適切な支援に繋がっているかどうか。支援が不足していると思われるケースが発生したとき、必要な支援にどう繋げていけるか、さらに関係機関との連携をその際どう強化するかといった入所後のいわゆる出口支援の不足という課題が明確になった。今後もこの課題に

ついて検討を進めていく。
　以上、３つのテーマについてチームで検討しているが、重層的支援体制整備、居住支援、生活困窮のいずれのテーマにも共通して、横の繋がりが今以上に必要であるということが明確になった。そのため、必要に応じて相談支援検討チームの会議に習志野市の関係部署の方や地域の関係機関を招いて、情報共有をしていくことを検討することで、習志野市で横の繋がりをどのように丁寧に構築していくかを中心に協議を重ねていきたいと考えている。

【事務局（基幹相談支援センターりん）】
　ただいまの説明について、質疑や御意見を伺う。

～質疑・意見なし～

【事務局（基幹相談支援センターりん）】
　ないようなら、次に地域生活支援検討チームより報告をお願いする。

【津金委員】
　地域生活支援検討チームでは活動の頻度を２ヶ月に１回としている。報告としては２点あり、１点目は、令和９年２月１０日に実施予定の事業所意見交換会についてである。今回、「地域で暮らすを支えるために」というテーマに基づいて、地域連携を図ることを目的としたグループワークを行う予定である。
　２点目、地域生活支援事業における実態調査を各事業者向けにアンケートを実施したいと考えている。その背景として、週末の余暇を支える事業所が減ってきており、新規の利用が見込めない中で、どのような要件がそろえば事業所としてサービスを提供できるか。昨年度、提言書として挙げているが、報酬単価の引き上げ以外の要因の模索をこのアンケートで把握できたらよいと考えている。

【事務局（基幹相談支援センターりん）】
　ただいまの説明について、質疑や御意見を伺う。

～質疑・意見なし～

【事務局（基幹相談支援センターりん)】
　ないようなら、報告は以上である。

会議次第８．その他
【武井会長】
　次に会議次第８に移らせていただく。その他（１）交通安全推進隊の感謝状の贈呈について、事務局から説明をお願いする。

【事務局】
　前協議会委員である、社会福祉法人のうえい舎の内山澄子氏が前協議会の専門部会である社会資源開発・改善部会で取り組んでいた交通安全推進隊の活動期間が１０年に達したため、この度、葛南地域振興事務所地域防災課長より感謝状が贈呈されたことを報告する。感謝状については、障がい福祉課より、内山氏にお渡しさせていただいた。

閉会

【第２部　差別解消支援地域協議会】

開会

会議次第１
【武井会長】
　引き続き、第２部差別解消支援地域協議会に移らせていただく。会議次第１報告（１）差別解消法に関する取り組みについて、事務局から説明をお願いする。

【事務局】
　はじめに、今回は県、市ともに差別の相談ケースの報告はない。
　次に資料６を御覧いただきたい。障がい当事者自身に差別という認識がなく、後で他の人の話を聞くなかで、差別だったことを認識する場合があることから、「もしかしたら差別かもしれない」と気付くきっかけとなるように裏面に事例を掲載した差別の相談窓口のチラシを作成した。

チラシの配付方法は１０月から障がい者手帳の新規交付時及び更新時に同封するとともに、１０月２５日の福祉ふれあいまつりにて配付する。また、広報習志野１２月１日号に類似する記事を掲載予定である。

【武井会長】
説明のあった報告について御意見、御質問を求める。

～質疑・意見なし～

【武井会長】
質疑なしと認める。

【武井会長】
本日の日程は、以上となる。
これをもって、令和和８年度第２回習志野市障がい者地域共生協議会の会議を閉会する。

閉会